

令和4年

第3回 日向市議会(定例会)

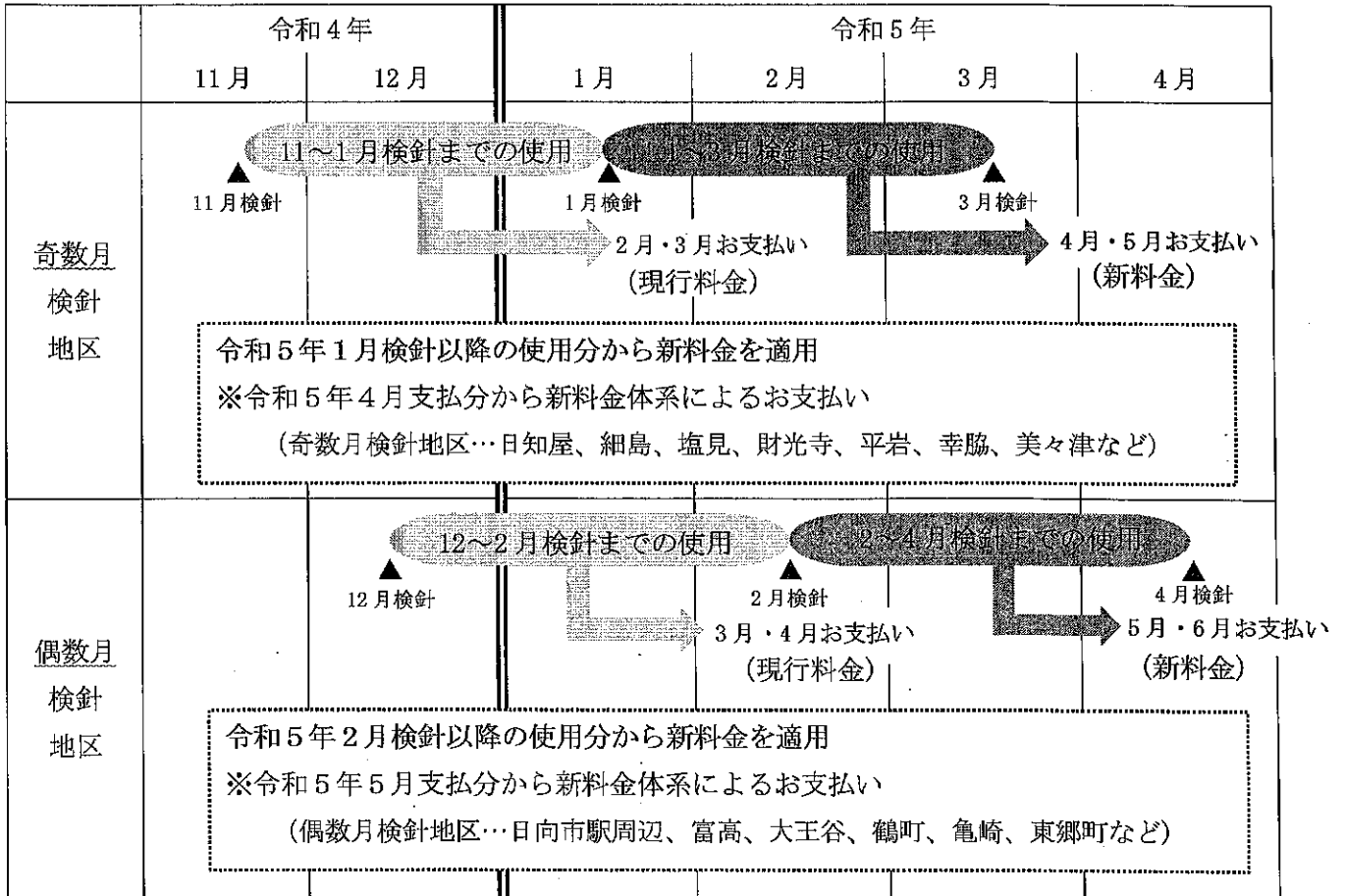
議案参考

6月3日

日向市

水道料金改定の概要

1 新料金の適用 (令和5年1月1日検針以降)



2 経過措置

コロナ禍における急激な負担増は市民生活や事業活動へ大きな影響を及ぼす可能性がある。したがって、条例施行日から1年6か月間は水道料金の急激な上昇を抑制するため、経過措置を設ける。

【①:経過措置】 令和5年1月1日～令和6年6月30日…現行料金からの平均改定率…15.2%

【 ② 】 令和6年7月1日以降……………現行料金からの平均改定率…24.7%

(①+9.5%)

3 新料金のおめやす（1か月あたり）

(1) 一般家庭（口径 13 mm）の場合

（消費税 10%込）

		単身 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 世帯
		8 m ³ /月	15 m ³ /月	20 m ³ /月	23 m ³ /月	28 m ³ /月	34 m ³ /月
現行料金		1,100 円	1,705 円	2,310 円	2,772 円	3,542 円	4,466 円
【①】 15.2% 改定	新料金	1,320 円	2,035 円	2,750 円	3,278 円	4,158 円	5,214 円
	増減額	220 円	330 円	440 円	506 円	616 円	748 円
【②】 24.7% 改定 (①+9.5%)	新料金	1,320 円	2,090 円	2,860 円	3,454 円	4,444 円	5,632 円
	増減額	0 円	55 円	110 円	176 円	286 円	418 円

(2) 店舗・工場等の場合

（消費税 10%込）

		口径 50 mm			口径 100 mm		
		500 m ³ /月	1,000 m ³ /月	3,000 m ³ /月	1,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月	10,000 m ³ /月
現行料金		107,030 円	211,530 円	629,530 円	227,260 円	1,063,260 円	2,108,260 円
【①】 15.2% 改定	新料金	114,510 円	224,510 円	664,510 円	242,550 円	1,122,550 円	2,222,550 円
	増減額	7,480 円	12,980 円	34,980 円	15,290 円	59,290 円	114,290 円
【②】 24.7% 改定 (①+9.5%)	新料金	134,640 円	266,640 円	794,640 円	284,680 円	1,340,680 円	2,660,680 円
	増減額	20,130 円	42,130 円	130,130 円	42,130 円	218,130 円	438,130 円

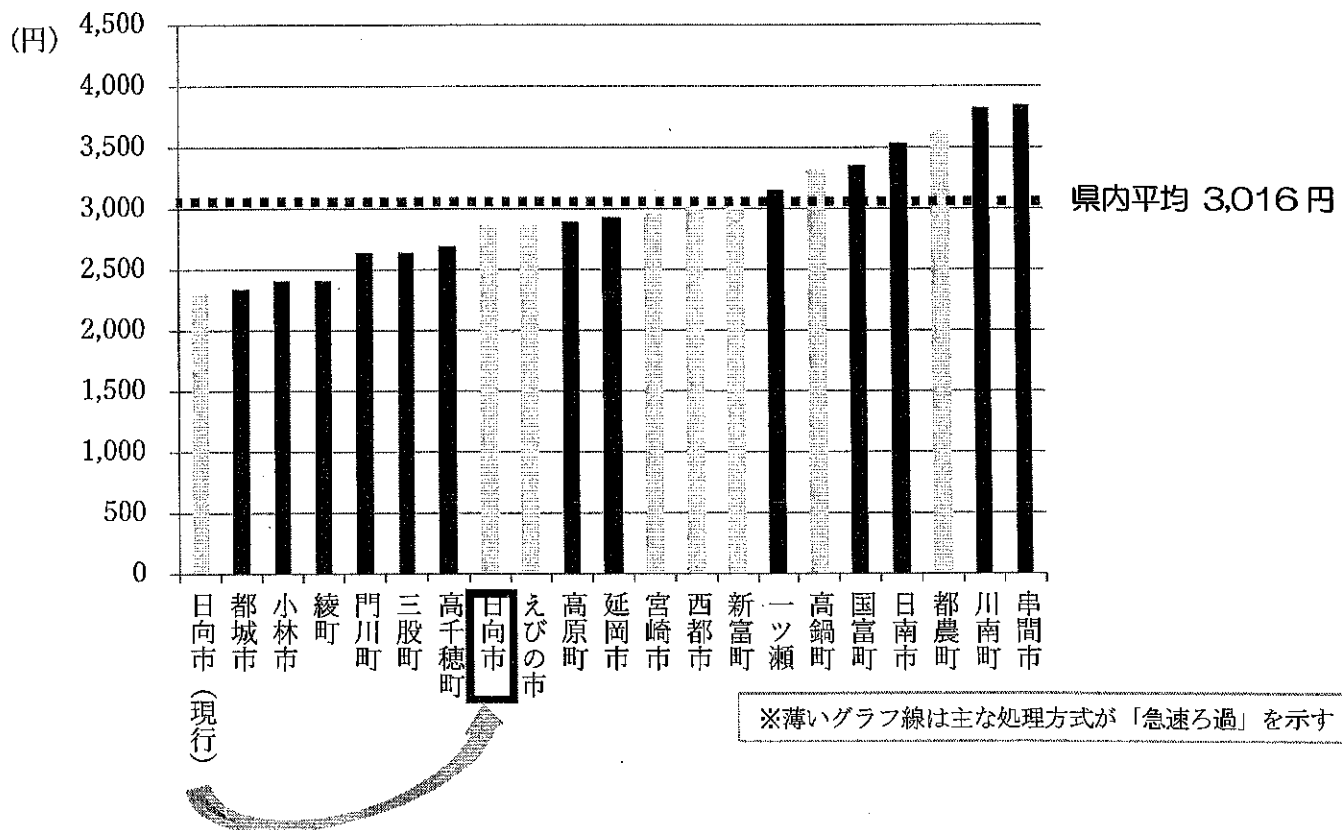
【参考】世帯人別の1か月あたりの平均使用水量

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
使用水量	8.1 m ³	14.9 m ³	19.9 m ³	23.1 m ³	27.8 m ³	34.1 m ³

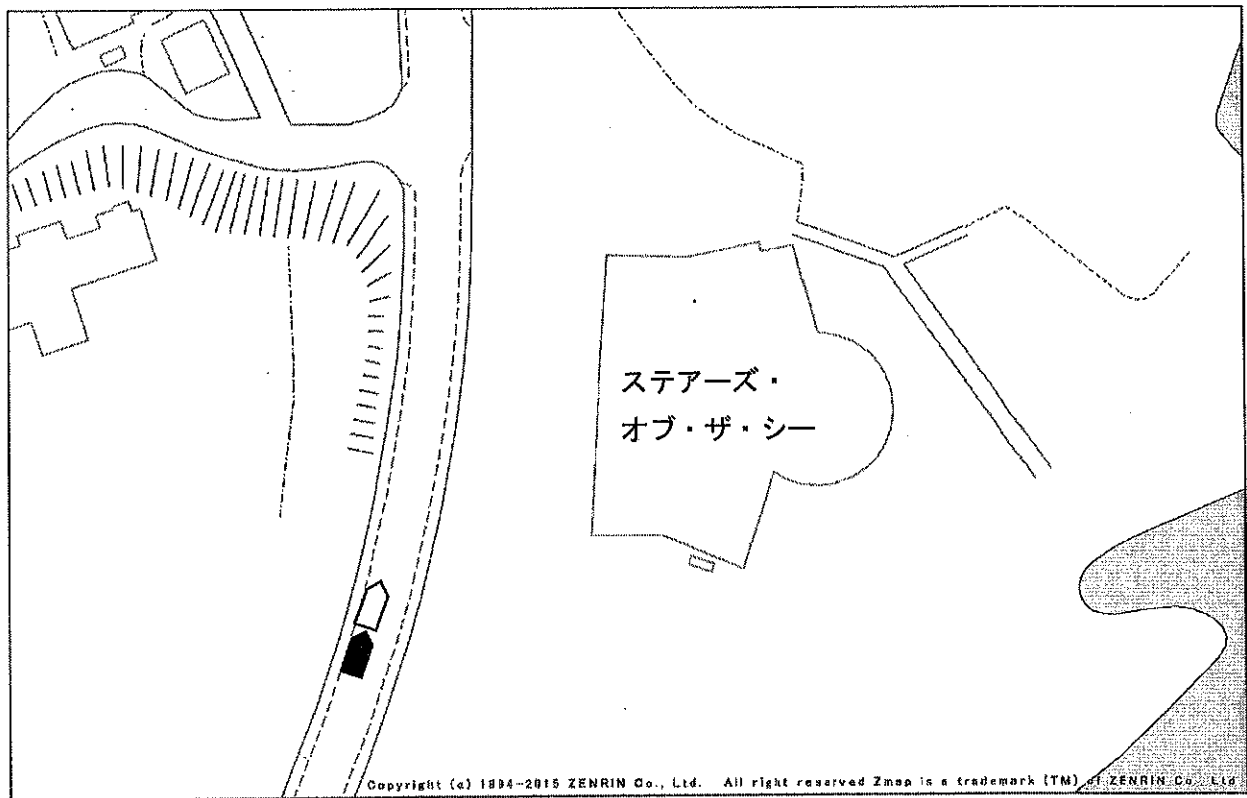
データ出典：東京都水道局「令和2年度生活用水等実態調査」

4 他の上水道事業との料金比較（令和6年7月1日以降）

一般家庭（口径 13 mm）・1か月あたりの使用水量 20 m³の場合、料金改定により県内平均程度の料金となる見込み（現行料金においては最低水準）。



1 位置図



2 事故の状況

令和3年10月14日午後0時25分頃、衆議院議員総選挙の選挙運動用ポスター掲示場の設置確認業務のため、公用車にて美々津方面から国道10号を北進していたところ、金ヶ浜海水浴場付近の商業施設ステアーズ・オブ・ザ・シーへ進入するために停車していた車両に追突し、相手方及び運転していた車両に損害を与えたもの。

今回の議案は、相手方の人的損害及び物件損害に係る賠償の額を決定するものである。

3 示談内容

- (1) 甲（日向市）及び乙（損害賠償の相手方）は、本件事故における乙の人的損害額及び物件損害額の合計が1,628,696円であることを相互に確認する。
- (2) 上記示談条項以外、甲乙間には本件事故による債権債務は存在しないことを確認する。
- (3) 本示談は、本件事故における損害賠償額の決定に係る日向市議会の承認の議決があったときに、その効力を生じる。

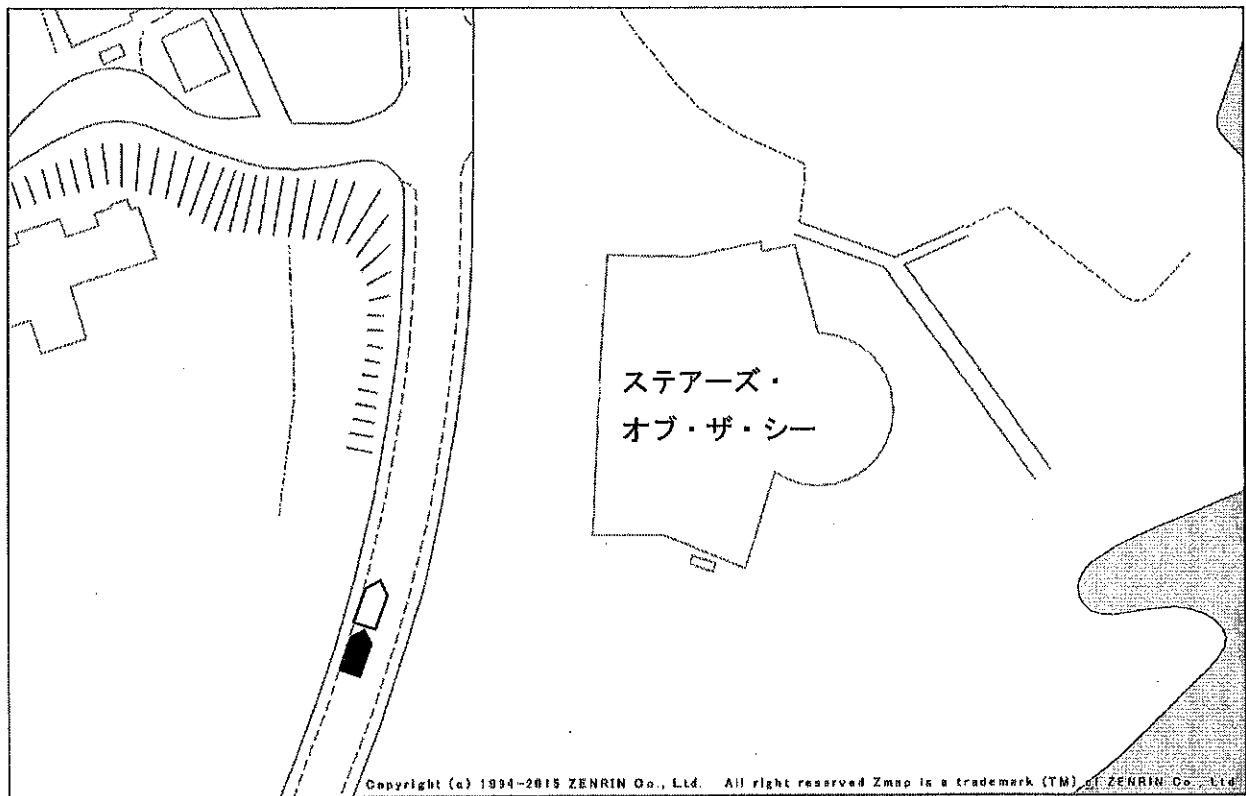
上記の示談成立において、今後本件事故による乙の人的損害及び物件損害に関する損害賠償は一切解決済みとし、双方とも、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしないことを誓約する。

損害賠償額の内容

※損害賠償額項目別の内訳

損害費目	損害額	明	細
人的損害			
治療費	311,165	総治療日数	入院日数 通院日数
その他治療関係費	0	104日	0日 51日
看護料	0		
通院交通費	13,161		
諸雑費	0		
休業損害		日額	休業認定日数
			×
慰謝料	438,600	(総日数) 104日 > (通院) 51日 × 2 = 102日	
		4,300円	×
			102日
その他			
損害賠償額合計	① 762,926		
過失相殺	② 0	(①×過失割合)	
		0%	
損害賠償額	③ 762,926	(①-②)	
内払額	④ 0		
病院への直接支払分	⑤ 0		
今回支払額	762,926	(③-④-⑤)	
		●●病院 26,735円 ●●薬局 5,450円	
		●●整骨院 278,980円 相手方 451,761円	
物件損害			
車両損害費	710,000		
レッカー費	90,770		
代車費	65,000		
損害賠償額合計	⑥ 865,770		
過失相殺	⑦ 0	(①×過失割合)	
		0%	
損害賠償額	⑧ 865,770	(⑥-⑦)	
内払額	⑨ 0		
業者への直接支払分	⑩ 0		
今回支払額	865,770	(⑧-⑨-⑩)	
		相手方 710,000円 カ-キャリ-●● 90,770円	
		●●インカ-ス 65,000円	
合計	1,628,696		

1 位置図



2 事故の状況

令和3年10月14日午後0時25分頃、衆議院議員総選挙の選挙運動用ポスター掲示場の設置確認業務のため、公用車にて美々津方面から国道10号を北進していたところ、金ヶ浜海水浴場付近の商業施設ステアーズ・オブ・ザ・シーへ進入するために停車していた車両に追突し、同車両に同乗していた相手方に人的損害を与えたもの。

今回の議案は、同車両に同乗していた相手方の人的損害に係る賠償の額を決定するものである。

3 示談内容

(1) 甲（日向市）及び乙（損害賠償の相手方）は、

本件事故における乙の人的損害額が1,075,146円であることを相互に確認する。

(2) 上記示談条項以外、甲乙間には本件事故による債権債務は存在しないことを確認する。

(3) 本示談は、本件事故における損害賠償額の決定に係る日向市議会の承認の議決があったときに、その効力を生じる。

上記の示談成立において、今後本件事故による乙の人的損害に関する損害賠償は一切解決済みとし、双方とも、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしないことを誓約する。

損害賠償額の内容

※損害賠償額項目別の内訳

損害費目	損害額	明 細
人的損害		
治療費	311,985	総治療日数 入院日数 通院日数 105日 0日 51日
その他治療関係費	0	
看護料	0	
通院交通費	13,161	
諸雑費	0	
休業損害	311,100	日額 休業認定日数 6,100円 × 51日
慰謝料	438,600	(総日数) 105日 > (通院) 51日 × 2 = 102日 4,300円 × 102日
その他	300	
損害賠償額合計	① 1,075,146	
過失相殺	② 0	(①×過失割合) 0%
損害賠償額	③ 1,075,146	(①-②)
内払額	④ 0	
病院への直接支払分	⑤ 0	
今回支払額	1,075,146	(③-④-⑤) ●●病院 26,735円 ●●薬局 5,450円 ●●整骨院 279,800円 相手方 763,161円
物件損害		
車両損害費	0	
レッカー費	0	
代車費	0	
損害賠償額合計	⑥ 0	
過失相殺	⑦ 0	(①×過失割合) 0%
損害賠償額	⑧ 0	(⑥-⑦)
内払額	⑨ 0	
業者への直接支払分	⑩ 0	
今回支払額	0	(⑧-⑨-⑩)
合計	1,075,146	

